

充実した学校生活を送るために

～学校生活のルールについて～

1 登校の前に

(1) 服装・身嗜み

①標準服

●10月初旬～5月初旬（一般的な標準服期間）

- ・Aタイプ（ブレザー・白ワイシャツ・スラックス）
- ・Bタイプ（セーラー服・スカーフ・スカート）

※ブレザーの下やセーラー服の上に防寒用として、セーターやカーディガン、ベストの着用を認めています。

着用する際は、無地のもので、色は白・黒・紺・グレー・ページュなど華美でないものにしてください。

※ワイシャツの下には下着を着用させてください。

襟や裾から不自然にはみ出さないよう、着こなしには十分注意してください。

※セーラー服の下着もワイシャツ同様ですが、襟元からはみ出さないようご注意ください。

●5月初旬～10月初旬（一般的な夏服期間またはジャージ登校可の期間）

- ・白ワイシャツ（半袖／長袖）スラックスまたはスカート

※夏服として、薄手のスラックスとスカートを別途購入できます。

※冬服時と同様に、下着を着用させてください。

※ワイシャツ以外に白色無地のポロシャツ（ワンポイント可）の着用も認めています。

襟裾等にラインの入っているものは不可としています。

年間を通して夏服と冬服のどちらでも可としています。気候や体調に合わせて調整してください。

●その他

・ベルト … 黒・紺・茶などの落ち着いた色を基本としています。革製でも布製でも構いません。

・靴下 … 色は白・紺・黒・グレー単色の標準服に合うものとしています。

ボーダーや大き過ぎるワンポイントなど、模様つきの華美なものは不可としています。

・防寒着 … 冬季には防寒対策としてマフラー・手袋・コートの着用を認めています。

コートに関しては標準服に合うものとし、ダッフルコートやPコート（黒・紺・グレーなど落ち着いた色の物）を推奨しています。ご家庭で用意がない場合には、その他の防寒着でも構いませんが、標準服の防寒着として相応しいものとしてください。対外的な活動など、中学校生活では服装が重視される場面がありますので、各家庭で注意してください。

・校章 … 直づけタイプの校章を標準服（ブレザーは左襟、セーラーは左胸）につけます。

夏服時はワイシャツのためつけません。紛失時は再度購入となります。

・装飾品 … ピアス・ネックレス・指輪・カチューシャ等の髪飾り、その他の装飾品は身につけさせないでください。化粧等も同様に禁止としています。

・頭髪 … 清潔で自然な髪形を基本としています。学習活動に支障のない髪形にしてください。

※シャツの裾はズボンやスカートの中に入れるなど、清潔感のある正しい着用方法を心がけてください。

(2) 登下校

①徒歩で登下校することを原則としています。自転車の利用は禁止です。

学区域が広範囲のため、公共交通機関の利用を認めています。※補助金の申請ができます。6-（2）参照

②8：25の朝読書開始に間に合うように余裕をもって登校させてください。8：30のチャイムまでに自席に着席していなければ遅刻となります。

※8：25から全学年で朝読書に取り組んでいます。朝食をしっかりと摂ることも含めて、時間的な余裕のある生活習慣を身につけてください。

③登下校途中の買い食いなどは禁止しています。

④欠席や遅刻などの連絡は、学校保護者間連絡システム（teturu）または電話にて、保護者の方からの連絡を原則とします。8：15までにteturuに連絡をお願いします。それ以降は電話連絡となります。

⑤登校後の外出（昼食購入や忘れ物を取りに帰るなど）は認めていません。

⑥保護者の自動車での来校はご遠慮ください。止むを得ず自動車で来校する際は、学校周辺に駐車せず、敷地内北側のスペースに停めてください。

2 授業

(1) 授業時間

授業1コマは50分です。授業の間の10分間は、教室移動や更衣など、次の授業の準備の時間です。

(2) 宿題・提出物等

宿題・提出物等は忘れないように工夫をするとともに、家庭学習を行う習慣も身につけるようにするなど、ご家庭でもアドバイスをお願いします。

(3) その他

定期テスト前の1週間およびテスト期間中は、部活動などの放課後の活動は原則として行いません。

（公式大会前等には、保護者の方の同意のもと、短時間活動することがあります。）

3 生活のきまり

(1) 全般のきまり

①生徒活動で残留する場合は、必ず指導監督する先生のもとで活動します。

・一般生徒下校時刻・・・5校時で終了の日 15:00 6校時で終了の日 16:00

・最終下校時刻（生徒会・部活動など）……………

3月～10月	18:15 (18:00活動終了)
11月～2月	17:45 (17:30活動終了)

②体育・部活動等の更衣には、更衣室を使用します。

③昼食について

・昼食は学校給食が基本となります。年間で数回お弁当持参の日もあります。

・お弁当持参の際の昼食時に出たゴミはすべて持ち帰ることとします。

・昼食時の飲料用として、水筒やペットボトルの飲料の持ち込みを認めています。

水筒・ペットボトルの中身は、水・お茶・スポーツドリンクとします。

※カン・ビン・紙パックは禁止です。

④貸し出し用の上履き・傘が少数あります。使い終わったら必ず返却してください。

⑤熱中症対策、紫外線対策等から体育の授業における帽子の着用を認めます。ただし、授業内容から危険防止のため、脱帽を指示することもあります。（帽子に関しては運動に適したものをご準備ください。）また、同様の理由から登下校時の帽子の着用や日傘の使用についても特に制限はしておりませんので、ご家庭の判断でご対応ください。

(2) 持ち物

①生徒手帳は常に携帯させてください。

②学習活動に不必要な物は持って来ないようご指導ください。※携帯電話の持ち込みも禁止です。（P4参照）

③腕時計やテレホンカード、公衆電話代は必要に応じて持参して構いません。

④貴重品や現金、高価な私物は持ち込ませないでください。

⑤学用品等の貸し借りはトラブルの原因となるため、原則禁止しています。

⑥カバンの指定は特にありませんが、通学上安全で便利なものにしてください。

(3) 器物・設備

- ①校内の施設設備等、公共物は大切に扱うよう学校全体で指導しています。
- ②校内の施設設備等を破損した場合は、施設設備破損届を提出していただきます。
- ③故意の破損については、現状復帰のための費用（実費）等を負担していただくこともあります。

(4) その他

- ①上履きや体育館履きは本校で決めた靴（上履きは学年カラー）を使用してください。
※2026年度は【1年：青 2年：赤 3年：緑】です。
- ②学校行事等で体育着登校をする際は、学校指定の体育着およびジャージを着用します。
- ③生徒手帳を紛失した場合は、理由を明記した再交付願を提出してから再交付を受けます。

4 保健室

(1) 利用

保健室の利用は、休み時間を原則としています。

(2) 対応

保健室では、応急処置のみを行います。継続的な処置や医療行為（投薬等）はできません。
体調不良などで在室が1時間を越えるような場合には、保護者の方に連絡をさせていただきます。

(3) その他

校内活動や登下校中にケガをして病院等にかかった場合は、必ず担任に伝えてください。
(日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。)

(4) 出席停止等の扱い

インフルエンザなどの学校感染症に罹った場合は出席停止になります。医師から診断を受けた際は、速やかに学校に連絡してください。治癒して登校する際に必要な所定の証明用紙をお渡しします。

5 スクールカウンセラー

- (1) 配属 本校では、スクールカウンセラーが配属されています。(原則火曜日・木曜日に来校)
- (2) 相談 カウンセリングをご希望される場合は、事前に電話で予約することができます。
カウンセラー直通電話 (042-735-6387)

6 事務・用務から

(1) バス等の通学定期を購入するには…

- ①「通学証明書」に必要な事項を記入して、担任に提出してください。
- ②証明書ができあがりましたら、午後4時までに事務室窓口で受け取ってください。

(2) 通学費補助金の交付を受けるには…

- 定期券購入後、「通学費補助金申請用紙」に必要な事項を記入し事務室窓口提出してください。
その後、購入定期券発行番号の確認をします。
※通学費補助金の交付は、三輪町・三輪緑山居住者で通学定期券を購入した方が対象となります。

(3) 学校学生旅客運賃割引（JRの片道100km以上の乗車券割引）をもらうには、

- 「生徒旅客運賃割引発行願用紙」に必要な事項を記入して担任に提出してください。
(証明書ができあがりましたら、事務室窓口で午後4時までに受け取ってください。)
- ・申請用紙は事務室窓口にあります。申請用紙には、保護者の印が必要です。
- ・各用紙とも、黒色ボールペン等によって記入してください。(訂正箇所には訂正印を。)

※その他、ご不明な点などがございましたら、遠慮なく学校にお問い合わせください。

町田市立鶴川第二中学校 TEL 042-734-4343

スマートフォンなどの持ち込みについて

中学生のスマートフォンの所持率は約9割だそうです。ご家庭の判断で所持させていることも多いと思いますが、本校では授業に不要、高価な貴重品、などの理由でスマートフォンなどの携帯情報端末の持ち込みは禁止としております。

しかし、本校は学区域が広範囲にわたっているため、地域性などの事情がある場合に限り、持ち込みを認めることがあります。必要な場合は以下の趣旨をご理解いただき、担任までご相談ください。

1 確認事項

- ① 原則、学校への持ち込みはしない。
- ② 携帯電話を持参することができる場合とは、
保護者が必要と認め、保護者からの文書による申請があった時。
所持が必要な理由と所持する曜日等を報告してください。 → 毎年更新

2 持参して登校する際のルール

- ① 電源を切った状態で、必ず朝学活で担任の先生に預ける。(下校前に職員室で受け取る)
- ② 放課後、部活動に参加する生徒は、活動後に職員室に立ち寄って受け取る。
- ③ 登校時・下校時も、緊急時以外は使用しない。帰宅までに家庭連絡が必要な場合は、担任や顧問など教員の許可を得て連絡する。(ルールを守っていない場合は指導の対象となります。)

3 許可なく持ち込んだ場合

不要物として一時預かり、保護者の方にご返却します。

※なお、破損または故障・契約上の問題については、学校として責任を負いかねます。

高度情報社会の発展により多種多様な情報が氾濫し、子どもたちを取り巻く環境にも課題が多い状況です。スマートフォンをご家庭で所持させる場合は、必ずご家庭でのルールを明確にするとともに、使い方(ルール・マナーやいじめ・犯罪などのトラブル回避)等についてのご指導をよろしくお願いいたします。(使い方を誤ると一生涯悩まされることもあり得ます。)

●SNS東京ルールおよび生徒会作成の鶴川二中SNSルールもご確認ください。(2019年度改訂)

新 SNS 東京ルール

- ①スマホやゲームの1日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ②必ずフィルタリングをつけ、パスワードを設定しよう。
- ③送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

新 鶴川二中 SNS ルール

- ①情報端末機器を使用する時は保護者と相談して時間を決める。理想は1時間以内。
- ②インターネットを使用する場合はフィルタリングをつけ、パスワードを設定する。
- ③SNSに投稿する場合は、皆に見られることを意識して、送信前に読み返す。
- ④個人情報や教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤友達同士でも写真・動画を撮る時は許可をとり、マナーを守って利用する。

●現代社会では、メディアやネットを適切に利用する

“リテラシー”が求められます。中学校では近年、SNSのトラブルが頻発している状況です。

個人情報の流出やネット上での詐欺行為など、様々なトラブルを未然に防ぐ能力が中学生にも必要な時代です。

- 少なくとも買い与えて渡り放しにならないよう、家庭でも利用者としての意識を高めさせてください。トラブルの被害者にも加害者にもならないよう、ぜひ家庭のルールを作成してください。(利用時間やフィルタリングの設定、心構えなど)
- 自撮り被害が増加する中、近年の法整備により、画像の送信を求めると自体が犯罪となりました。また、SNSによって若年層が犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。トラブルに巻き込まれた場合は、迷わず警察にご相談ください。

原則スマホの持ち込みは禁止です。

スマートフォンがなければ起こらない問題がたくさんあるという現状をご理解ください。